

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市秋穂二島四七一九番地二、最後の住所山口県山口市秋穂二島四七一九番地、被相続人 亡 徳永喜美子、右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月七日

山口県山口市駅通り一丁目四番一〇号ひまわりビル三階

相続財産清算人 弁護士 作良 昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字大河内一六八番地、最後の住所本籍に同じ、被相続人 亡 田中 壽昭、右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月七日

山口県周南市梅園町三丁目五番二二五号

相続財産清算人 弁護士 川崎 政之

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 岐阜県恵那市大井町字奥戸二七〇九番三二七

二 供託所 岐阜県地方裁判所中津川支局

三 供託番号 令和八年度金第一二四号

四 供託金額 金一四一、七八二円

五 裁判所 岐阜地方裁判所多治見支部

六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第六号

令和八年十月七日

岐阜県中津川市太田町三一四一二七 山本法

律事務所

所有権不明土地管理人 弁護士 山本 亮

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 岐阜県恵那市大井町字奥戸二七〇九番三二七

二 供託所 岐阜県地方裁判所中津川支局

三 供託番号 令和八年度金第一二五号

四 供託金額 金一四一、七八二円

五 裁判所 岐阜地方裁判所多治見支部

五 裁判所 岐阜地方裁判所多治見支部

六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第六号

令和八年十月七日

岐阜県中津川市太田町三一四一二七 山本法

律事務所

所有権不明土地管理人 弁護士 山本 亮

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 松原 尚

住所 東京都小金井市貫井南町五丁目一五番二〇号

生年月日 昭和三十九年九月一日

二 供託所 東京地方裁判所八王子支局

三 供託番号 令和八年度金第七六六号

四 供託金額 四一〇万二〇九〇円

五 裁判所 東京家庭裁判所立川支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 平成三十一年(家)第九五〇四六号

令和八年十月七日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一室 榎本法

律事務所

不在者財産管理人 弁護士 榎本 孝芳

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 荒井 恵子

本籍 東京都北区王子四丁目六番地

従来の住所 東京都品川区南大井一丁目一〇番六号 セザール南大井三〇四

生年月日 平成十年十月二日

二 供託所 東京地方裁判所

三 供託番号 令和八年度金第二四九三三三

四 供託金額 一六〇万五七一五六円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第七二八一一号

令和八年十月七日

東京都千代田区神田多町二丁目一番カッ

ミビル五階 弥生共同法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 川村 理

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 入江 伸也

住所 熊本県球磨郡あさぎり町免田東二八一

二番地八三

生年月日 昭和四十九年五月二日

二 供託所 熊本地方裁判所人吉支局

三 供託番号 令和八年度金第一〇三三

四 供託金額 三百六十七万四千三百七十七円

五 裁判所 熊本家庭裁判所人吉支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第八十九号

令和八年十月七日

熊本県人吉市上青井町一二三番地八

不在者財産管理人 岩本 健

無縁墳墓等改葬公告

山泉寺墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月七日

一 墳墓等所在地 愛知県額田郡幸田町大字高力

字熊谷四五番地

一 墳墓等の名称 山泉寺墓地

一 死亡者の本籍及び氏名 全て不詳

一 改葬を行うおとする者 愛知県額田郡幸田町

大字高力字熊谷四五番地 宗教法人山泉寺 代

表役員 藤井 雄司

無縁墳墓等改葬公告

管理費滞納のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月七日

一 墳墓等所在地 愛知県豊田市古瀬間町追手一

三九八番五

一 墳墓等の名称 こせま妙昌寺霊園安紀

一 死亡者の本籍及び氏名 本籍不詳 葛西 由

助 本籍不詳 葛西 ハル

一 改葬を行うおとする者 愛知県豊田市古瀬間

町追手一三九八番五 宗教法人妙昌寺 中條

浩導

第9期決算公告

令和8年9月7日
東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号
結和税理士法人内

一般社団法人ふたわ
代表理事 大村 圭一

貸借対照表の要旨

(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	1,734
	固定資産	5,100
	合 計	6,834
負債純資産及び部	流動負債	70
	負債合計	70
	純資産合計	6,764
	合 計	6,834

第5期決算公告

令和8年10月7日

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

株式会社 J A S T Y

代表取締役 永生 洋樹

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	218
	固定資産	22
	合 計	241
負債純資産及び部	流動負債	167
	負債合計	73
	純資産合計	8
	合 計	81

第3期決算公告

令和8年10月7日

東京都渋谷区南平台町16番28号

Daiwa渋谷スクエア6階

Gotogate株式会社

代表取締役 ヘンリック・ウェッターダ

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資産部	流動資産	830,260,431
	固定資産	3,024,400
	合 計	833,284,831
負債純資産及び部	流動負債	765,853,302
	負債合計	36,451,378
	純資産合計	30,980,151
	合 計	10,100,000